

AED とは？

AED？	自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator =略してAED)
除細動器？	除細動とは、読んで字のごとく、『細動』を『除く』ことです。 心臓は停止する前に、細かく振るえるような動きをします。この状態の時に電気でショックを与え正常な状態に戻す機会をつくれます。
どんなとき使うの？	心臓の止まった人で、細動がおきている人へ。
細動が起きているかの判別は？	倒れて呼吸が停止している人に除細動器をセットすると、除細動器が心臓の状態を自動で判別してくれます。
誰が使えるの？	平成 16 年 7 月 1 日より医療従事者でない一般の方でも AED(除細動器)の使用が許可されました。
資格はいるの？	基本的にいりません。 しかし、大きく分けると下の2つに分類され、①の人は講習を受けなくてはなりません。 ① 救急隊員、消防隊員、医療従事者、AEDの設置してある施設の職員など ② その場に居合わせた人
責任を問われることは？	必要なとき以外には電気は流れないので、この機械を使って蘇生を試みた人が蘇生できなかったからといって責任を問われることはありません。
どこにあるの？	駅や空港、県の施設や小中学校など、公衆の方が多く出入するような施設に、設置されつつあります。

※ 普通救命講習の中に『AED』の取扱いなども組み込まれています。
詳しいことは、最寄りの消防署まで問い合わせください。